

# 三者連絡会（教授職員会、琉大労組、琉病労） ニュース 第 42 号 人勸問題での取組み報告

2009 年 12 月 17 日 事務局・琉球大学教授職員会（内線 2023）

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組（内線 2024）

琉病労（内線 7-2099）

## 月例給引下げの4月遡及を阻止・具体的な代償措置を獲得

今年 8 月に過去最大規模の引き下げの人事院勧告が出されたことを受け、三者連絡会は、具体的な要求を掲げ何度も交渉を重ねて、人勸実施阻止のために粘り強い取り組みを行ってきました。その結果、一時金の引き下げは許しましたが、月例給引き下げを 2009 年 4 月にさかのぼって実施することを阻止することができました。また、一時金の引き下げの代償措置として、以下のことを勝ち取ることができました。

- ◎琉大労組の要求として、パートタイム職員及びフルタイム職員を正規職員に登用する制度の確立の 1 項目、
- ◎琉病労の要求として、夏季休暇を「リフレッシュ休暇」に名称変更し年度（1 年）を通して連続して取得できるようにすること、看護部の研修費を増額すること、医療技術系の任期付き常勤職員枠の確保、パート職員及び再雇用職員への放射線取り扱い手当の支給の 4 項目、
- ◎教授職員会の要求として、研究費の 1 教員当たり 5 万円の増額、などが勝ち取られました。

月例給引き下げの 4 月遡及を阻止し、具体的な代償措置の勝ち取ったことは大きな成果であります。この成果は、ほぼ毎週三者連絡会を開催するなど、琉大労組、琉病労、教授職員会の三者が緊密に協力し合って闘ったからこそ勝ち取ることができたものです。

## まだ、闘いは終わってはいません！ 引き続きご協力を！

しかし、まだ引き続き取り組むべきことが残されています。

1 つは、事務職員に対する代償措置が非常勤に関する 1 項目だけにとどまっており、まだまだ不十分なことです。三者連絡会では、さらなる代償措置の獲得に向けて、12 月 21 日に団交を行うことにしています。

もう 1 つは、研究費増額分の配分の問題です。5 万円の研究費増額は人勸による一時金の引き下げに対する代償措置ですので、教員個人に確実に配分される必要があります。その趣旨で、12 月 8 日の財務委員会でも研究費の増額分は原則として個人に配分することが確認されています。しかしながら、最終的には各学部には任されているために、学部によっては教員個人に配分されない可能性が残っています。教授職員会としては、各ブロックの会員と協力して、確実に個人に配分されるよう取り組んでいきます。

また、教員は研究費について早急に執行し、事務職員に過重な負担を掛けないように配慮することも、成果を活かし、よりよい大学づくりへ協力を強める上で、大事なことです。

このような取り組みに引き続きご協力をお願いします。

## 今後の課題：運動を進める力がもっと組合に必要です

今回の人勸による給与引き下げに対する闘いでは、上記のような成果を勝ち取ることができましたが、その一方で、一時金の引き下げは人勸通りの実施を許してしまいました。一時金カットの阻止、ないしはカットの減額を勝ち取るには、琉大の全教職員が一丸となって立ち上がり、場合によってはストライキや実施や法廷闘争さえも行う決意と態勢で交渉に当たるなど、現状よりもさらに強力な闘

争体制を作り上げる必要がありました。残念ながら、財政的(活動資金など)にも組織的(役員体制など)にもそのような闘争は組めませんでした。

したがって、現在の組合の力量不足を乗り越えることは急務です。たとえば、何よりも、もっと組合員を増やして組織率を上げていく必要があります。また、特に教授職員会については、現在の会費では闘争資金をまかなうことが全くできません。これらのことについて、今後議論をしていきたいと考えています。教職員の皆さんのご協力・ご参加をお願いします。

**ご報告 代償措置獲得の報告のタイミングについて：**三者連絡会では、上記の代償措置の獲得について団体交渉で琉球大学当局と合意していましたが、その報告を速やかに行わず、本ニュースの発行まで時間差がありました。これは、今回の代償措置が、研究経費の配分など教学にも関わる大学の予算措置を要するものなので、労働組合として大学自治の原則を尊重する立場から、琉球大学の正規の機関での決定手続を尊重したものです。教育研究評議会、役員会の開催を待って今回のニュースを発行しました。

### <資料>

三者連絡会は琉球大学当局に、12月11日に要求書(右写真)を提出しました。団体交渉を12月21日に実施します。

要求内容は次のとおりです。

\*\*\*\*\*

2009年12月11日

国立大学法人琉球大学  
学長 岩政 輝男 殿

琉球大学教授職員会  
会長 堺 英二郎  
国公労琉球大学労働組合  
委員長 石川 敏文  
琉大病院職員労働組合  
執行委員長 宮良 いつみ

### 要 求 書

6月の期末手当及び勤勉手当削減、12月の期末手当及び勤勉手当削減・月例給引き下げによって生じる財源の使途及び就業規則の不利益変更、学生部の大学会館移転に伴い下記のとおり要求します。

### 記

1. パートタイム職員及びフルタイム職員を正規職員に登用するために、1年以内には制度を確立すること。
2. センター試験に従事するパートタイム職員に入試手当を支給すること。
3. 大学会館及び共通教育棟に職員のための休憩室を設置し、全職員(正規・非正規)のロッカーを設置すること。
4. 来年3月で定年を迎える学生部学生寮のパートタイム職員の雇用を継続すること。

